

# 健康応援スポーツクラブ PRIME

## 会員規約

### 第1条 (名称及び所在地)

本クラブの名称・所在地は本文末尾に明記します。  
(以下「本クラブ」といいます)。

### 第2条 (運営)

本クラブの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は健康応援スポーツクラブ PRIME が行います。

### 第3条 (目的)

本クラブは、入会された会員が本クラブ内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともに会員相互の親睦を密にし、品位あるクラブライフをエンジョイすることを目的とします。

### 第4条 (入会資格)

- ① 本クラブに入会できる方は、満16歳以上で別に定める各会員種別の各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。  
(以下「会員」といいます)
- ② 妊娠している方、刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

### 第5条 (会員の種類)

本クラブの会員種別及び各要件は別に定める通りです。

### 第6条 (入会手続)

- ① 本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
- ② 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第18条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。
- ③ 本クラブは、入会を希望する方の入会を承認又は承認しないことができ、承認しない場合その理由を明示する必要はないものとします。

### 第7条 (入会金)

会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

### 第8条 (資格停止及び除名)

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止または除名をする

ことができます。

- 一 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。  
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- 二 本クラブの施設を故意に毀損したとき。
- 三 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- 四 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 六 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 八 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 九 その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

### 第9条 (会員資格の喪失)

会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、本クラブが解散するとき、その資格を失います。会員が資格を喪失した場合には、第11条に規定する会員証その他本クラブから貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

### 第10条 (会員資格の譲渡禁止)

会員は、その会員資格を他に譲渡すること(相続を含みます)はできません。

### 第11条 (会員証)

- ① 本クラブは、会員に対して会員カードを貸与します。なお、会員が本クラブを利用しようとするときは、会員カードを提示しなければなりません。
- ② 会員証を紛失又は破損した場合、再発行を申請するものとし、それに伴う費用を支払うものとする。

### 第12条 (会費等の支払)

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。(月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

### 第13条 (休会)

会員は、休会希望月の前月10日(末日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。本クラブの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

- ① 一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は1ヶ月当たり1,000円(税抜)とします。休会を延長する場合は、休会最終月の10日までに再度休会届を提出することにより延長が可能です。(最長、1回につき連続1年間まで)

### 第14条 (会員種別の変更)

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業

日)までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種別を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

#### 第15条(退会)

会員は、各月の当月10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

#### 第16条(休業)

本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

#### 第17条(施設の廃止・利用制限等)

- ① 本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。この場合会員は本クラブに対し、補償その他何等かの請求及び異議申し立てをすることができません。
  - 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
  - 二 施設の改造または補修工事実施のとき。
  - 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
  - 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
  - 五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。
- ② 本クラブは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、あらかじめ館内掲示することにより開催することができます。なお、会員はこれらのスクールで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、会員に対する補償はいたしません。
- ③ 特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。その場合は、前項の一般向けスクールの開催の規定を準用します。

#### 第18条(会員の利用及び事故)

- ① 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
- ② 本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
- ③ 会員は、本クラブにおいて、技量を越えた行為

及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

- ④ 会員は、施設の利用に関して本クラブ、他の会員、第三者に損害を与えたとき、その賠償をしていただきます。

#### 第19条(変更事項)

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

#### 第20条(諸費用の改定)

本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

#### 第21条(改定)

本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

#### 第22条(附則)

本規約は2019年3月1日より施行します。

#### 名称及び所在地

名称: 健康応援スポーツクラブ PRIME

住所: 愛媛県宇和島市新町1丁目4-9

正木ビル